官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産六五）　一
〔法規的告示〕
○金融庁組織令第八条第一項第一号イの規定に基づき金融庁長官が定める者を定める件（金融庁五一）　一
○インバランスリスク単価等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一〇一）　二
〔その他告示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務二）　二
○特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件（総務三一〇）　三
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一一六二）　三
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同一一六三）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（国土交通一〇四九）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一〇五〇）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局六二）　一〇
○道路に関する件（北海道開発局五六）　一〇
〔人事異動〕
内閣　復興庁　財務省　農林水産省
林野庁　運輸安全委員会　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔官庁報告〕
法　務　一三
公証人任免（法務省）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所　一三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三
株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行　三〇

省令

○農林水産省令第六十五号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （令和八年熊本地震に伴う積立金の納付期限の特例） **第十九条**　令和八年熊本地震による災害が発生した時において、当該災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域内に住所を有していた者が行う第十一条第一項第二号イの規定による令和八年度における選択した額の納付についての同号イの規定の適用については、同号イ中「の交付前年度」とあるのは「の令和八年度」と、「当該交付前年度に」とあるのは「同年度に」と、「当該交付前年度の八月三十一日」とあるのは「令和八年十月三十一日」とする。	附　則 （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第五十一号

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第八条第一項第一号イの規定に基づき、金融庁長官が定める者を次のように定め、令和八年八月十三日から適用する。

令和八年八月十三日　金融庁長官　伊藤　豊

金融庁組織令第八条第一項第一号イに規定する金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　ＰａｙＰａｙ銀行株式会社
二　ソニー銀行株式会社
三　株式会社セブン銀行
四　楽天銀行株式会社
五　株式会社ドコモＳＭＴＢネット銀行